四十六　国民健康保険法施行規則附則第五条第一項若しくは第三項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による確認
四十七　国民健康保険法施行規則附則第六条第一項若しくは第二項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第三項の規定による確認
四十八　国民健康保険法施行規則附則第七条第一項の規定による被保険者証の交付又は同条第二項の規定による被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
（法別表第十号の総務省令で定める事務）
第十条　法別表第十号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十二条第一項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による報告
二　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条の二各号に掲げる事務
三　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第六十四条第一項の規定による送付
（法別表第十一号の総務省令で定める事務）
第十一条　法別表第十一号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十五条の規定による妊娠の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又は同法第十六条第一項の規定による母子健康手帳の交付
二　母子保健法第十八条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
三　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第九条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同条第二項の規定による養育医療券の交付
（法別表第十二号の総務省令で定める事務）
第十二条　法別表第十二号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第九条第一項又は第二項の規定による通知
二　住民基本台帳法第九条第一項又は第二項の規定による通知を受けること。
三　住民基本台帳法第十条の規定による通知を受けること。
四　住民基本台帳法第十一条第一項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくは閲覧をさせること又は同条第三項の規定による公表
五　住民基本台帳法第十一条の二第一項の規定による申出の受理、その申出に係る事実についての審査又は閲覧をさせること。
六　住民基本台帳法第十一条の二第三項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による閲覧事項を取り扱わせること。
七　住民基本台帳法第十一条の二第八項の規定による勧告、同条第九項若しくは第十項の規定による命令又は同条第十一項の規定による報告の求め若しくは報告を受けること。
八　住民基本台帳法第十一条の二第十二項の規定による公表
九　住民基本台帳法第十二条第一項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくは交付、同条第五項の規定による交付、同条第六項の規定による交付の拒否又は同条第七項の規定による求めを受けること若しくは送付
十　住民基本台帳法第十二条の二第一項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくは交付、同条第四項の規定による交付又は同条第五項の規定による求めを受けること若しくは送付
十一　住民基本台帳法第十二条の三第一項若しくは第二項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査、同条第一項若しくは第二項の規定による交付又は同条第九項の規定による求めを受けること若しくは送付
十二　住民基本台帳法第十二条の三第七項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査又は同条第八項の規定による交付
十三　住民基本台帳法第十二条の四第一項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による通知を受けること、同条第四項の規定による作成若しくは交付又は同条第六項において準用する同法第十二条第六項の規定による交付の拒否
十四　住民基本台帳法第十二条の四第二項の規定による通知を受けること又は同条第三項の規定による通知
十五　住民基本台帳法第十二条の五の規定による通報を受けること。
十六　住民基本台帳法第十三条の規定による通報を受けること。
十七　住民基本台帳法第十四条第一項の規定による催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置又は同条第二項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査
十八　住民基本台帳法第十五条第二項の規定による通知
十九　住民基本台帳法第十七条の二第二項の規定による通知を受けること。
二十　住民基本台帳法第十九条第一項の規定による通知又は同条第二項の規定による通知を受けること。
二十一　住民基本台帳法第十九条第一項の規定による通知を受けること又は同条第二項の規定による通知
二十二　住民基本台帳法第十九条第三項の規定による通知
二十三　住民基本台帳法第十九条第三項の規定による通知を受けること。
二十四　住民基本台帳法第二十条第一項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくは交付、同条第五項において準用する同法第十二条第六項の規定による交付の拒否又は同法第二十条第五項において準用する同法第十二条第七項の規定による求めを受けること若しくは送付
二十五　住民基本台帳法第二十条第二項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくは交付又は同条第五項において準用する同法第十二条の二第五項の規定による求めを受けること若しくは送付
二十六　住民基本台帳法第二十条第三項若しくは第四項の規定による申出の受理、その申出に係る事実についての審査若しくは交付又は同条第五項において準用する同法第十二条の三第九項の規定による求めを受けること若しくは送付
二十七　住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出（同法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届及び同条第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届を含む。）の受理又はその届出に係る事実についての審査
二十八　住民基本台帳法第二十三条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
二十九　住民基本台帳法第二十四条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
三十　住民基本台帳法第二十四条の二第三項の規定による通知又は同条第四項の規定による通知を受けること。
三十一　住民基本台帳法第二十四条の二第三項の規定による通知を受けること又は同条第四項の規定による通知
三十二　住民基本台帳法第二十五条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
三十三　住民基本台帳法第三十条の二第一項の規定による通知を受けること。
三十四　住民基本台帳法第三十条の三第一項若しくは第二項の規定による住民票コードの記載又は同条第三項の規定による通知
三十五　住民基本台帳法第三十条の四第一項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査、同条第三項の規定による記載又は同条第四項の規定による通知
三十六　住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定による通知